

考查項目別運用表

1. 施工体制	総合判定	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)		
	(1) 施工体制一般	a, b, c, d	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。				
			2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。				
			3. 「施工体制台帳の写し」を当該工事着手前に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2～7 入札契約適正化法第15条 元下要綱第10			
			4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。				
		判定	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針5(5)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条			
			6. 「施工体系図」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9			
			7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5			
			8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。	入札契約適正化指針5(5)ハ			
			9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置			
	c判定	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。					
	d判定	11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。					
		12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。					
	e判定	13. 「評価対象項目」のうち、3, 7のいずれかが×である。					
		14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9				
		15. 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第9				
		16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第14条 元下要綱第3 工事請負契約款第6条				
		17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。					

考查項目別運用表

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令	確認日 (プロセスチェック)						
1. 施工体制	(1) 施工体制一般	a, b, c, d		1. 施工計画書及び施工図が工事着手前に提出された。								
				2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。								
				3. 「施工体制台帳の写し」を当該工事着手前に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】				建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2～7 入札契約適正化法第15条 元下要綱第10				
				4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。								
		総合判定	判定		5. 「施工体系図」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。				建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9			
					6. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】				建設業法第24条の4 元下要綱第5			
					7. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。				現場代理人の常駐義務の緩和措置			
					8. 総合図(平面図、展開図、天井伏図)等により、関連工事内の調整がなされ、施設の意匠への配慮や使い勝手の向上等が図られている。							
					9. しゅん工後の建物の維持管理に配慮し、オリジナルの取扱説明書や保守に関する説明書等の書類を作成し、説明等を行う姿勢が見える。							
	c判定		10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。									
	d判定		11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。									
			12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。									
	e判定		13. 「評価対象項目」のうち、3, 6のいずれかが×である。									
			14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】				建設業法第24条の8 入札契約適正化法第15条 元下要綱第9					
			15. 施工体制台帳及び施工体系図に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】				建設業法第26条 元下要綱第9					
			16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】				建設業法第22条 入札契約適正化法第14条 元下要綱第3 工事請負契約款第6条					
			17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。									

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令		確認日 (プロセスチェック)			
1. 施工体制	(2) 現場代理人及び配置技術者 総合判定	a, b, c, d 判定		1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。						
				2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。			労働安全衛生法第14条			
				3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。						
				4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。						
				5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。						
				6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。						
			7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。							
			8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。							
			9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。							
				10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。						
			11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。							
		c判定		12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。						
		d判定		13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。						
		e判定		14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】			契約約款第10条			
				15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条 契約約款第10条			
				16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】			監理技術者制度運用マニュアル二ー四(3)			
				17. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】			建設業法第26条			
				18. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】			建設業法第26条の2 契約約款第10条			
				19. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。						
				20. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。						

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令	確認日 (プロセスチェック)		
1. 施工体制	(2) 現場代理人及び配置技術者 総合判定	a, b, c, d 判定		1. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	労働安全衛生法第14条			
				2. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。				
				3. 現場代理人は、全体の把握ができていた。				
				4. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。				
				5. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。				
				6. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。				
				7. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。				
				8. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。				
				9. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。				
		c判定		10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
		d判定		11. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
		e判定		12. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	契約約款第10条			
				13. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 契約約款第10条			
				14. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二－四(3)			
				15. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条			
				16. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外 【法令遵守該当項目】	建設業法第26条の2 契約約款第10条			
				17. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。				
				18. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令		確認日 (プロセスチェック)			
2.施工状況	(1) 施工管理	a, b, c, d		1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。						
				2. 施工計画書は、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていた。						
				3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に管理されていた。						
		総合判定	判定		4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。					
					5. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。					
					6. 工事材料の品質に影響がないよう保管していた。					
					7. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確になされていた。					
					8. 段階確認の手続きが事前になされると共に、確認時期の設定が適切であった。					
					9. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。					
					10. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。					
					11. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。					
					12. 現場内での資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。					
		c判定		13. 施工管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。						
	d判定		14. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。							
	e判定		15. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。							
			16. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。							
			17. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。							

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令		確認日 (プロセスチェック)		
2.施工状況	(1) 施工管理	a, b, c, d		1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。					
				2. 施工図は工事を行うのに十分な精度であった。					
				3. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。					
		判定		4. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。					
				5. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確になされていた。					
				6. 段階確認の手続きが事前になされると共に、確認時期の設定が適切であった。					
				7. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。					
				8. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。					
				9. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。					
				10. 現場内での資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。					
	c判定		11. 施工管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。						
	d判定		12. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。						
	e判定		13. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。						
			14. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。						
			15. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。						

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令	確認日 (プロセスチェック)		
2.施工状況	(2) 工程管理 総合判定	a, b, c, d		1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。				
				2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。				
				3. フォローアップ等を定期的に実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。				
		判定		4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。				
				5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。				
				6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。				
				7. 工程管理について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
				①自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。 8. ②週休2日確保モデル工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった。(受注者の責による場合。ただし、要領の除外規定に合致する場合は除く。)				
		e判定		9. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。				
				10. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)		関係法令	確認日 (プロセスチェック)		
2.施工状況	(3) 安全対策 総合判定	a, b, c, d 判定		1. 施工計画書では安全管理に関し、作業主任者・作業指揮者・有資格者・誘導員・監視員を選任し、指揮命令系統について具体的に記載されていた。				
				2. 安全教育・訓練等を半日／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されていた。				
				3. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されていた。				
				4. 社内パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されていた。				
				5. 日々の安全パトロール、TBM、KY等を実施し、記録が整備されていた。				
				6. 過積載防止に取り組む姿勢が見られた。	道路交通法			
				7. 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されていた。				
				8. 交通誘導員は、共通仕様書に示す資格を持っている者を配置していた。				
				9. 工事現場における工事看板・標識・保安施設等の設置・管理が的確でありよく整備されていた。				
				10. 地下埋設物に関する設計図書の条件明示内容を把握すると共に、地下埋設物が予想される場所で、埋設物の有無について道路管理者、埋設物管理者に対して確認が行なわれていた。				
				11. 架空線等に関する事故防止策に取り組んでいた。				
				12. 異常気象時に安全パトロールを速やかに実施するなど対応が十分とられていた。				
				13. 始業時前の切土法面の点検を実施していた。				
				14. 道路作業上での歩行者、車両等の誘導を適切に行っていることが確認できた。				
				15. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が実施されていた。				
				16. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
				17. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。				
				18. 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無及び建設機械と人との同時作業の有無を事前に把握して、立入禁止箇所の特定・立入禁止措置を行い、誘導員・監視員を配備していた。				
				19. 工事期間を通じて、当該現場に労働災害及び公衆災害を発生させなかった。				
		c判定		20. 現場の安全対策について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
		d判定		21. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
		e判定		22. 入札参加資格制限措置を受けるなど、安全対策の不備により重大な事故等を生じた。				
				23. 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。				
				24. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「－」「該当」から選択)	
2.施工状況	(4) 対外関係 総合判定	a, b, c, d		1. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整して工事を停滞させなかった。
				2. 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行っていた。
				3. 地域住民の意向又は要望をとりまとめ、監督員と協議・調整した記録があった。
		判定		4. 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に寄与していた。
				5. 現場内の作業で、近隣住民に迷惑をかける行為がなかった。
				6. 工事の目的及び内容が工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知されていた。
				7. 苦情があった場合、的確に対応して良好な対外関係が築かれた。
		c判定		8. 対外関係について、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。
		d判定		9. 請負者の対応に対する苦情が多い。または対応が悪くトラブルに発展した。
				10. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。
		e判定		11. 関連工事との調整に適切さを欠き、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
				12. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。

考查項目別運用表

考查項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(1) 出来形 総合判定	a, b, c判定		a. 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50%以内であった。
				b. 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80%以内であった。
				c. 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。
		d, e 判定	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
				d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。
				e. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考查項目別運用表

考查項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定いずれかに「○」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(2) 品質 総合判定	a, b, c 判定		a. 品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の50％以内であった。
				b. 品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、測定点数の8割以上が規格値の80％以内であった。
				c. 品質関係の試験結果が試験項目、試験基準、規格値を満足し、a及びbに該当しない。
		d, e 判定	品質管理の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
				d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。
				e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(1) 出来形 総合判定	a, b, c 判定		1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。
				2. 出来形管理に創意工夫がある。
				3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。
				4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断できる。
				5. その他(理由:)
		d, e 判定	↓ d,e評価	
				d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
				e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

別紙－1⑨

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」「該当なし」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(2) 品質 総合判定	a, b, c 判定	新築工事	(躯体工事)
				1.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
				2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
				3.材料の品質証明が適切である。
				4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
				5.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
				6.不可視部分の写真記録が適切である。
				7.その他(理由:)
				(仕上工事)
				8.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
				9.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
				10.材料の品質証明が適切である。
				11.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
				12.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
				13.その他(理由:)
			改修工事	(確認事項)
				14.品質管理方法が明確である。
				15.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
				16.材料の品質証明が適切である。
				17.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
				18.品質・形状が適切で良好な施工である。
				19.その他(理由:)
				20.その他(理由:)
		d, e 判定	↓ d,e評価	
				d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い、改善された。
				e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款第17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	a, b, c 判定		1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。
				2. 出来形管理に創意工夫がある。
				3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。
				4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真での確に判断できる。
				5. その他[理由]
	総合判定	d, e 判定	※配線・支持材、機器の納まり等について考査する。 ↓ d, e評価	
				d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
				e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(2) 品質	a, b, c 判定	(機材)	
				1. 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が設備されている。
				2. 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
			(施工)	
				3. 品質計画による品質管理記録が整備されている。
				4. 施工品質及び形状が適切で良好な施工である。
				5. 施工完了時の試験及び記録が適切である。
				6. 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が設備されている。
				7. 不可視部分の写真記録が適切である。
				8. その他[理由]
				9. その他[理由]
		d, e 判定	↓ d,e評価	
				d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。
				d. 部位に不適切な材料を使用している。
				d. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行い、改善された。
				e. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(1) 出来形 総合判定	a, b, c 判定		1. 機器、機具類の配置、納まりが良い。
				2. 配管、ダクト、配線等の配置、納まりが良い。
				3. 配管、ダクト等の支持、勾配等が良好である。
				4. 保安空間、保守空間の確保、据付の安全性への配慮がある。
				5. 全体的な製作精度、据付精度、出来ばえ等が良好である。
				6. その他[理由]
		d, e 判定	↓ d,e評価	
				d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。
				e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

別紙－1⑩

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」、d,e判定に「－」「該当」から選択)	
3.出来形及び出来ばえ	(2) 品質 総合判定	a, b, c 判定	[確認項目]	
				1.機材等の品質、性能、形状の設計図書との適合性及び証明書類の整備 機器、機械単体品、器具類、材料、部品類 設備システム全体の機能・性能
				2.据付の状態 据付の精度・強度・耐久性 騒音、振動等 保温、防露、塗装等の仕様
				3.試験調整・現地試運転の状況及び記録書類の整備 性能確認、チェック項目確認 流量、温度等の調整状態 自動制御装置、安全・保護装置、その他装置の作動・調整状態 必要な試験記録、証明書類の整備
				4.操作性、保守維持管理性 運転操作性、メンテナンス性 完成図書の整備
				5.安全性 機能的な安全性の確保
				6.その他[理由]
				7.その他[理由]
		d, e 判定	↓ d,e評価	
				d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。
				d. 部位に不適切な材料を使用している。
				d. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行い、改善された。
				e. 品質管理が不良で随所に修補の指示を行ったが、改善されなかった。
				e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。

考査項目別運用表

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
5.創意工夫	(1) 創意工夫 キーワード評価	準備・後片づけ関係	
			1. 測量・位置出しにおける工夫
			2. その他[理由]
		施工関係	
			3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫
			4. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫
			5. 土工、地盤改良、橋りょう架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫
			6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫
			7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫
			8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫
			9. 照明などの視界の確保等に関する工夫
			10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫
			11. 運搬車両・施工機械等の工夫
			12. 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫
			13. 施工管理及び品質向上等の工夫
			14. その他[理由]
		品質関係	
			15. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
			16. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等)
			17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫
			18. 配筋・溶接作業等に関する工夫
			19. その他[理由]
		安全衛生関係	
			20. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
			21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫
			22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
			23. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
			24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫
			25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫
			26. その他[理由]
		施工管理関係	
			27. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫
			28. 施工計画書及び写真管理等の工夫
			29. 出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫
			30. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用
			31. 情報化施工技術を活用した工事(使用原則化工事を除く)
			32. その他[理由]
		その他	
			33. 電子納品を実施した。
			34. 週休2日確保工事において、4週6休以上の休日を確保した。(配点2)
			35. その他[理由]
	評価点	点	記述評価 【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
5.創意工夫 【軽微なもの】	(1) 創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]	
			1. 測量・位置出しにおける工夫
			2. 現地調査方法の工夫
			3. その他[理由]
		[施工関係]	
			4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
			5. 工事加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み
			6. 土工事、事業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
			7. 部材・機械等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
			8. 電気工事等の配線、配管等での工夫
			9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫
			10. 照明・視界確保等の工夫
			11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫
			12. 運搬車両・施工機械等の工夫
			13. 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫
			14. 施工管理及び品質向上等の工夫
			15. プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫
			16. 改修工事における仮設施工の工夫
			17. その他[理由]
		[品質関係]	
			18. 躯体工事の品質管理の工夫
			19. 材料の検査試験に関する工夫
			20. 施工の検査試験に関する工夫
			21. 品質記録方法の工夫
			22. その他[理由]
		[安全衛生関係]	
			23. 安全仮設備の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
			24. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
			25. 現場事務所、労務者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫
			26. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
			27. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保のための工夫
			28. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
			29. その他[理由]
		[施工管理関係]	
			30. 出来形管理等に関する工夫
			31. 施工計画書及び写真記録等に関する工夫
			32. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図の工夫
			33. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用
			34. その他[理由]
		[改修関係]	
			35. 利用並行改修における工夫
			36. 既存部分との調整に関する工夫
			37. その他[理由]
		[その他]	
			38. 電子納品を実施した。
			39. 下請負業者として地元業者を積極的に活用した。
			40. その他[理由]
	評価点	点	記述評価 【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
5.創意工夫 【軽微なもの】	(1) 創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]	
			1. 測量・位置出しにおける工夫
			2. その他[理由]
		[設計・施工関係]	
			3. 機械・器具類の選定に関する工夫
			4. 機器類の設計に関する工夫
			5. システムの設計に関する工夫
			6. 機器・器具類の配置・収まりに関する工夫
			7. 配管・ダクト等の配置・収まりに関する工夫
			8. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫
			9. 電気工事の配線・配管等での工夫
			10. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫
			11. 設備の安全性の向上に関する工夫
			12. その他[理由]
		[施工管理関係]	
			13. 現場調査等の工夫
			14. 施工計画書・写真管理等の工夫
			15. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫
			16. 各種検査に対する工夫
			17. しゅん工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)
			18. 施工管理ソフト等の活用
			19. その他[理由]
		[品質管理・性能確認関係]	
			20. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫
			21. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫
			22. システムとしての性能の確保するための工夫
			23. その他[理由]
		[安全衛生関係]	
			24. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)
			25. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
			26. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
			27. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
			28. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫
			29. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
			30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
			31. その他[理由]
		[改修関係]	
			32. 利用並行改修における工夫
			33. 既存部分との調整に関する工夫
			34. その他[理由]
		[その他]	
			35. 電子納品を実施した。
			36. その他[理由]
	評価点	点	記述評価 【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
5.創意工夫 【軽微なもの】	(1) 創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]	
			1. 測量・位置出しにおける工夫
			2. その他[理由]
		[設計・施工関係]	
			3. 機械・器具類の選定に関する工夫
			4. 機器類の設計に関する工夫
			5. システムの設計に関する工夫
			6. 機器・器具類の配置・収まりに関する工夫
			7. 配管・ダクト等の配置・収まりに関する工夫
			8. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫
			9. 電気工事の配線・配管等での工夫
			10. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫
			11. 設備の安全性の向上に関する工夫
			12. その他[理由]
		[施工管理関係]	
			13. 現場調査等の工夫
			14. 施工計画書・写真管理等の工夫
			15. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫
			16. 各種検査に対する工夫
			17. しゅん工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)
			18. 施工管理ソフト等の活用
			19. その他[理由]
		[品質管理・性能確認関係]	
			20. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫
			21. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫
			22. システムとしての性能の確保するための工夫
			23. その他[理由]
		[安全衛生関係]	
			24. 安全仮設設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)
			25. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
			26. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
			27. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
			28. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫
			29. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
			30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
			31. その他[理由]
		[改修関係]	
			32. 利用並行改修における工夫
			33. 既存部分との調整に関する工夫
			34. その他[理由]
		[その他]	
			35. 電子納品を実施した。
			36. その他[理由]
	評価点	点	記述評価 【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
6.環境対策	環境対策	■現場環境関係	
			1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
			2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
			3. その他[理由]
		■周辺環境関係	
			4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
			5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			8. 周辺水環境(河川・湖沼)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			9. その他[理由]
		■その他	
			10. うつくしま、エコ・リサイクル認定製品を活用していた。(設計図書で計上しているものは対象外。)(※この項目の評価点は3点とする。)
			11. その他[理由]
			12. その他[理由]
	評価点		点 【環境対策の概略評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
6.環境対策	環境対策	■現場環境関係	
			1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
			2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
			3. その他[理由]
		■周辺環境関係	
			4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
			5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			8. 周辺水環境(河川・湖沼)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
			9. その他[理由]
		■その他	
			10. 須賀川市産の製品を活用していた。(設計図書で計上しているものは対象外。)(※この項目の評価点は3点とする。)
			11. その他[理由]
			12. その他[理由]
	評価点		点 【環境対策の概略評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
2.施工状況	(1) 施工管理	a, b, c, d, e		1. 施工計画書に、所定の項目が記載されていた。
				2. 社内検査員の資格(身分及び経歴)が適正であった。かつ、社内検査員に関する資料が書面で提出されていた。
				3. 社内検査は、出来高、品質及び写真管理等工事全般にわたり適切に実施していた。
				4. 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されていた。
				5. 製品見本又は工事記録写真等工事の関係書類及び資料が良く整理されていた。
				6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられた。
				7. 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされていた。
				8. 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿により適切に管理(又はその他の共済加入状況を把握)していた。
				9. 現場のイメージアップに取り組んでいた。
				10. その他[理由]
				11. その他[理由]
				12. その他[理由]

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
2.施工状況	(2) 工程管理	a, b, c, d, e 判定		1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
				2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。
				3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。
				4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。
				5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。
				6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。
				7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
				8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。
				9. その他[理由]
				10. その他[理由]
				11. その他[理由]
	(3) 安全対策	a, b, c, d, e 判定		1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。
				2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。
				3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。
				4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。
				5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。
				6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。
				7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回／月以上活動し、記録が整備されていた。
				8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。
				9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。
				10. その他[理由]
				11. その他[理由]
				12. その他[理由]

考査項目別運用表

考査項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)		【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	(1) 高度技術 キーワード 評 価	○構造物固有の難しさへの対応		【事例:構造物固有な施工難度と対応工法等】(該当する項目の「・」に○印を記入) ・地山強度が低い。また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要。 ・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した。 ・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された。
			1. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚等を含む)	
			2. 構造形式が鈑桁や構造が単純な箱桁以外の鋼橋上部工事及び構造型式が桁橋以外のPC橋上部工事	
			3. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事	
			4. その他[理由]	
		○技術固有の難しさへの対応		
			5. 工種及び工法の特殊性	
			6. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用	
			7. シールド工法による下水道工事	
			8. その他[理由]	
		○厳しい自然・地盤条件への対応		【事例:自然及び地盤条件への対応工事等】(該当する項目の「・」に○印を記入) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した。 ・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される。または命綱を使用する必要があった。(法面工除く) ・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された。
			9. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
			10. 軟弱地盤、支持地盤の状況	
			11. 河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約	
			12. 雨・雪・風・気温等の影響	
			13. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流等の影響、動植物	
			14. その他[理由]	
		○厳しい周辺環境等、社会条件への対応		【事例:周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】(該当する項目の「・」に○印を記入) ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋。 ・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした。 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った。 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた。 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた。 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された。
			15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物	
			16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線、建築物等の近接物	
			17. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約	
			18. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業	
			19. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	
			20. その他[理由]	
		○施工現場での対応		
			21. 災害等での臨機の処置	
			22. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案(VEを含む)と対応等	
			23. その他[理由]	
		○その他		【その他】 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。
			24. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項[理由]	
		評価点	点	記述評価 【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考查項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)		【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)	
4.高度技術	(1) 高度技術 キーワード評価	○構造物固有の難しさへの対応		【事例:構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・ 隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要。 ・ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した。 ・ 特殊構造物等における工事で、特許工法等技術的に検討が必要な。 ・ その他、特殊な工法及び材料等を用いた。 ・ VE提案された工法等が高度な技術として評価できる場合。 ・ 歴史的建造物で施工に熟練が求められ、かつ、高度な技術として評価できる場合。	
			1. 対象構造物の形状の複雑さ		
			2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事		
			3. その他[理由]		
		○技術固有の難しさへの対応			
			4. 構造及び工法の特殊性		
			5. 新工法及び新材料の適用		
			6. その他[理由]		
		○厳しい自然・地盤条件への対応		【事例:自然及び地盤条件への対応工事等】 ・ 地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要。 ・ 軟弱地盤のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した。 ・ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した。 ・ イヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された。 ・ 試掘したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった。 ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された。	
			7. 湧水の発生、地下水の影響(掘削時)		
			8. 軟弱地盤、支持地盤の状況		
			9. 地盤条件等及び作業スペース等の制約		
			10. 雨・雪・風・気温等の影響		
			11. 地すべり等の地質条件、動植物等、歴史的埋蔵文化財に対する配慮等		
			12. その他[理由]		
		○厳しい周辺環境等、社会条件への対応			【事例:周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した。 ・ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った。 ・ 地元調整や環境対策の制約が特に多い。 ・ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた。 ・ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った。 ・ 環境対策が工程に大きな影響を与えた。 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた。 ・ 大気圧を越える気圧下の作業室。 ・ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要。地上・水面から10m以上(10m以下)。 ・ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された。 ・ 既存施設を使用しながら行う改修
			13. 地中埋設物等の地中内の作業障害物		
			14. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線、建築物等の近接物		
			15. 生活道路を利用したの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約		
			16. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業		
			17. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等		
			18. その他[理由]		
		○施工現場での対応			
			19. 災害等での臨機の処置		
			20. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案(VEを含む)と対応等		
			21. その他[理由]		
		○改修工事での対応			
			22. 利用並行改修での対応		
			23. 既存部分との調整等		
			24. その他[理由]		
		○その他		【その他】 ・ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。	
			25. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 その他[理由]		
	評価点	評価点	点		記述評価 【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考查項目別運用表

考查項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)
4.高度技術	(1) 高度技術 キーワード評	○技術固有の難しさへの対応	【施工難度】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 - 実績の少ない設備を含む工事 - 特殊なシステムや設備を含む工事 - 歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
		1.技術固有の難度が高い	
		2.その他[理由]	
		○厳しい施工条件への対応	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 - 厳しい時間的制約のある工事 - 工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 - 施工場所が狭さくな工事 - 他工事との著しい錯そう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) - 供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 - 自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
		3.厳しい施工条件がある	
		4.その他[理由]	
		○施工での対応	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 - 施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 - 困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ - 周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した - 現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった - 既存施設を使用しながら行う改修工事
		5.高度な技術を発揮した	
		6.災害防止等での臨機の処置	
		7.その他[理由]	
		○改修工事での対応	
		8.利用並行改修での対応等	
		9.既存部分との調整等	
		10.その他[理由]	
		○その他	【その他】 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
		11.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項	
		12.その他[理由]	
	評価点	点	記述評価 【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考查項目別運用表

考查項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)
4.高度技術	(1) 高度技術 キーワード評	○技術固有の難しさへの対応	【施工難度】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合 - 実績の少ない設備を含む工事 - 特殊なシステムや設備を含む工事 - 歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
		1.技術固有の難度が高い	
		2.その他[理由]	
		○厳しい施工条件への対応	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 - 厳しい時間的制約のある工事 - 工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 - 施工場所が狭さくな工事 - 他工事との著しい錯そう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) - 供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 - 自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
		3.厳しい施工条件がある	
		4.その他[理由]	
		○施工での対応	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 - 施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 - 困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ - 周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した - 現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった - 既存施設を使用しながら行う改修工事
		5.高度な技術を発揮した	
		6.災害防止等での臨機の処置	
		7.その他[理由]	
		○施工での対応	
		8.利用並行改修での対応等	
		9.既存部分との調整等	
		10.その他[理由]	
		○その他	【その他】 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
		11.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項	
		12.その他[理由]	
	評価点	点	記述評価 【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

考査項目別運用表

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
7.社会性等	(1) 地域への 貢 献 等	a, b, c		1. 地域の河川、湖沼等の環境保全を具体的に実施した。
				2. 地域が主催するイベントへ積極的に参加又は支援し、地域とのコミュニケーションを図った。
				3. 地域のゴミ拾い、道路清掃等ボランティア活動を行って地域社会に貢献した。
		判定		4. 地域の動植物の保護に具体的に取り組んだ。
				5. 地域での災害発生時等において、地域への援助・救援活動に取り組んだ。
				6. 定期的に広報紙の配布や現場見学会の開催等を実施した。
				7. 学生等に対する教育活動又は発注者側における技術研修等に対応した。
				8. その他[理由]
				9. その他[理由]
				10. その他[理由]

考査項目別運用表

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																																								
8.法令遵守等	1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。 ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行すること限定する。 ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者を含む。 2. 適応事例と措置 [表－1] 適応事例 <table> <tr><td></td><td>1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</td></tr> <tr><td></td><td>2. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td></td><td>3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td></td><td>4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td></td><td>5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td></td><td>6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td></td><td>7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td></td><td>8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td></td><td>9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td></td><td>10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td></td><td>11. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td></td><td>12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td></td><td>13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td></td><td>16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td></td><td>17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td></td><td>18. その他、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容】</td></tr> </table> [表－2] 措 置 <table> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr> <tr><td>1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える</td><td>-20点</td></tr> <tr><td>2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下</td><td>-15点</td></tr> <tr><td>3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下</td><td>-13点</td></tr> <tr><td>4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td>-8点</td></tr> <tr><td>6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下</td><td>-5点</td></tr> <tr><td>7. 入札参加資格制限措置による文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>8. 契約権者からの修補命令又は文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>9. 該当項目なし</td><td></td></tr> </table>		1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。		2. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。		3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。		4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。		6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。		7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。		8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。		9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。		10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等		11. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。		12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。		13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。		14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。		15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。		16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。		17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。		18. その他、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容】	措 置 内 容	措置点数	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点	9. 該当項目なし	
	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。																																																								
	2. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																																								
	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																								
	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																								
	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																																								
	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																								
	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																																								
	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																								
	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																								
	10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																																								
	11. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																																								
	12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																																								
	13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。																																																								
	14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																																								
	15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																																								
	16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																																								
	17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																								
	18. その他、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に示す措置要件に該当する事実があった。 【内容】																																																								
措 置 内 容	措置点数																																																								
1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点																																																								
2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点																																																								
3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点																																																								
4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点																																																								
5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点																																																								
6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点																																																								
7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点																																																								
8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点																																																								
9. 該当項目なし																																																									

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法]OKであれば□にレマークを、OKでない場合は×マークを記入し、対象外の場合は－を記入する。

別紙－3①

土木用（第3評定者）

考査項目	a	a'	b	b'	c	d																																										
3.出来形及び出来ばえ (1) 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の5項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の4(4)項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3(3)項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 $a \sim b'$ ($b \sim b'$) に該当しない。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準や規格値を満足せず、不適合に該当する。																																										
※ ばらつきの判断は別紙－4参照 別紙－3の作成は別紙－5により行う。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">主たる工種</td> <td>(1)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ばらつき判断の可否</td> <td colspan="2">・ばらつき判断できる</td> <td colspan="2">・ばらつき判断できない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ばらつき判定</td> <td>測定項目</td> <td>測定値数</td> <td>点…①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規格値の50%以内の数(</td> <td>点)…②</td> <td>$\frac{②}{①} =$</td> <td>割(8割以上が該当)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規格値の80%以内の数(</td> <td>点)…③</td> <td>$\frac{③}{①} =$</td> <td>割(8割以上が該当)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ばらつき判定結果</td> <td>・50%以内</td> <td>・80%以内</td> <td>・80%超</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 【評価対象項目】 □ 1. 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫し、作成されていることが確認できる。 □ 2. 不可視部分の出来形が写真・資料等で的確に判断できる。 □ 3. 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ 4. 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 5. 出来形管理図、出来形結果表が漏れなく作成されている。 □ 6. 5を満足し、しゅん工図及び出来形管理図表が検測値に差違なく、適正に作成されていることが確認できる。 □ 7. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 8. その他(理由) ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確認する管理体系である。 ④ その他は、1～7以外の項目で特に評価する場合などについて、独自に設定するものとする。 注 測定結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価するものとし、()内の評価対象項目数とする。							主たる工種		(1)	(2)	(3)			ばらつき判断の可否		・ばらつき判断できる		・ばらつき判断できない			ばらつき判定	測定項目	測定値数	点…①					規格値の50%以内の数(	点)…②	$\frac{②}{①} =$	割(8割以上が該当)				規格値の80%以内の数(	点)…③	$\frac{③}{①} =$	割(8割以上が該当)			ばらつき判定結果		・50%以内	・80%以内	・80%超		
主たる工種		(1)	(2)	(3)																																												
ばらつき判断の可否		・ばらつき判断できる		・ばらつき判断できない																																												
ばらつき判定	測定項目	測定値数	点…①																																													
	規格値の50%以内の数(	点)…②	$\frac{②}{①} =$	割(8割以上が該当)																																												
	規格値の80%以内の数(	点)…③	$\frac{③}{①} =$	割(8割以上が該当)																																												
ばらつき判定結果		・50%以内	・80%以内	・80%超																																												

別紙-3②

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	コンクリート構造物工事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。 別紙－３の作成は別紙－５により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 ☐ １．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ ２．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ３．圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ４．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ ５．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ６．コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適正に行っていることが確認できる。 ☐ ７．鉄筋の品質及び規格が、証明書類で確認できる。 ☐ ８．コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ９．鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10．圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 11．コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 12．スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13．クラックが無い。 ☐ 14．その他（理由 ）					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3③

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	土工事 (切土、盛土、築堤等工事)	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
		【評価対象項目】 ☐ 1. 雨水による崩壊及び流出等が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 2. 段切りを設計図書の仕様に基つき行っていることが確認できる。 ☐ 3. 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 4. 締固めが設計図書の仕様に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 5. 設計図書に定められた一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 6. 芝付け及び種子吹付等を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 7. 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 8. 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 9. CBR試験・締固め試験等の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 10. 法面に有害な亀裂がない。 ☐ 11. 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 12. その他（理由） ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（ ％）＝該当項目数（ ） ／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																			
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで 評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3④

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	護岸・根固・水制工事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 2. 裏込材及び胴込めコンクリートは、設計図書の仕様を満足し、締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ 3. 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 4. 石積(張)において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 9. 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 10. 基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。 ☐ 11. コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。 ☐ 12. 施工にあたって、床堀箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 14. 水抜き孔の施工にあたって、設計図書の定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 15. 有害なクラックが無い。 ☐ 16. その他(理由)																																					
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑤

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																												
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	鋼 橋 工 事 (RC床 版工事は コンクリート構 造物に準 ずる)・ 鋼製シエ ド工事	☐ 評価対象項目の履行状況(評価値)と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																												
		【評価対象項目】 [工場製作関係] ☐ 1. 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 5. 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 7. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 8. 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 9. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 10. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ 11.その他(理由) [架設関係] ☐ 12. ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ 13. ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 14. 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ 15. 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 16. 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 17. 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有することを認識していることが確認できる。 ☐ 18. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 19. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 20. 現場塗装において、温度、湿度及びその他気象状態の確認を行っていることが確認できる。 ☐ 21. その他(理由) ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、 評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数() ／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が 2項目以下の場合はc評価とする。								ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																														
		50%以下	80%以下	80%を超える																															
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																														
	60%未満	b'	c	c	c																														
注 試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																			

- ①当該「評価対象項目」のうち、
評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)
計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝該当項目数()
／評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が
2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑥

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																																	
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	砂 防 構造物 工 事 及び 地すべり 防止工事 (集水井 戸工事を 含む)	☐ 評価対象項目の履行状況(評価値)と品質関係の試験結果のばらつきから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																																	
		【評価対象項目】 [共 通] ☐ 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 5. コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6. 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 7. 鉄筋及び鋼材の品質及び規格が、証明書類で確認できる。 ☐ 8. クラックが無い。 ☐ 9. その他(理由)																																						
		[砂防構造物工] ☐ 10. コンクリート打設まで、鏽、泥、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 11. 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 12. 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 13. アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 14. ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ 15. ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 16. その他(理由)																																						
		[地すべり防止工(抑止杭、集水井戸工を含む)] ☐ 17. アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 18. ライナープレートを組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 19. ライナープレートと地山との間隙が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 20. 集・排水ボーリング工の方向、角度及び延長が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ 21. 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 ☐ 22. 杭の水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 23. 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 24. 既製杭の溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 25. 場所打杭の配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 26. その他(理由)																																						
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																			
	75%以上90%未満	a	b	b'	b																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																						

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑦

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	舗 装 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [路床工・路盤工関係] ☐ 1. 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 2. 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 3. 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 4. 路盤の安定処理は、材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 6. 路床盛土及び路盤工において、設計図書に定められた一層の仕上がり厚さを満足し、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 7. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ 8. その他(理由) [アスファルト舗装工関係] ☐ 9. アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 10. 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 11. プラント出荷時、現場到着時、舗設時毎に、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 12. 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 13. 各層の継ぎ目の位置が、設計図書の仕様に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 14. 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 15. 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 16. アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 17. その他(理由) [アスファルト舗装補修工関係] ☐ 18. 施工に先立ち、現地を調査し、現況縦横断勾配の修正及び基準高等について、協議していることが確認できる。 ☐ 19. 舗装工の施工に先立ち、切削後の表面の有害物等を除去し清掃していることが確認できる。 ☐ 20. 切削後の舗装面のクラックが適正に補修されていることが確認できる。 ☐ 21. 路上再生工の施工にあたって、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 22. その他(理由) [コンクリート舗装工関係] ☐ 23. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 24. 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。					

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑨

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	法 面 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [共通] ☐ 1. 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 2. 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 3. 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 4. その他(理由) [種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係] ☐ 5. 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ 6. ネットなどの境界に隙間が生じないことが確認できる。 ☐ 7. ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 8. 吹付け厚さが、均等であることが確認できる ☐ 9. 使用する材料の種類、品質及び配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10. 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 11. その他(理由) [コンクリート又はモルタル吹付工関係] ☐ 12. 使用する材料の種類、品質及び配合等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13. 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 14. 金網が、破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 15. 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 16. 吹付け厚さが、均等であることが確認できる。 ☐ 17. 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 18. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 19. 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 20. 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ 21. クラックや剥がれが無い。 ☐ 22. その他(理由) [現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)] ☐ 23. 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 24. 使用する材料の種類、品質及び配合等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 25. アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 26. 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 27. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 28. 枠内に空隙がないことが確認できる。					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（ ％）＝該当項目数（ ） ／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	法 面 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		☐ 29. 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 30. 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 31. クラックが無い。 ☐ 32. その他(理由) [アンカー、ロックボルト工] ☐ 33. 削孔深さ、配置、せん孔角度が適正であることが確認できる。 ☐ 34. 部材に錆、傷がないことが確認できる。 ☐ 35. グラウト注入が適正に施工されていることが確認できる。 ☐ 36. 緊張、定着、頭部処理が適正であることが確認できる。 ☐ 37. 品質試験結果が適切にまとめられていることが確認できる。					
●判断基準							
		ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	
			50%以下	80%以下	80%を超える		
評価値	90%以上	a	a'	b	a'		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b		
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'		
	60%未満	b'	c	c	c		
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。							

別紙－3⑩

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	基礎工 工 事 (地盤改良等を含む)	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
		【評価対象項目】 [杭工関係(コンクリート、鋼管、鋼管井筒、場所打、深礎等)] ☐ 1. 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 ☐ 2. 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 3. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 4. 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 5. 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 6. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 7. 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 8. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 9. 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 10. ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 11. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 12. 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 13. その他(理由) [地盤改良工関係] ☐ 14. 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 15. セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 16. 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 17. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ 18. その他(理由)					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
●判断基準																																					
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th> <th>90%以上</th> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>a</td> </tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th> <td>a</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <th>60%未満</th> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a	75%以上90%未満	a	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a																																
	75%以上90%未満	a	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3①

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	コンクリート橋工事(PC(購入桁を含む)及びRCを対象)・コンクリート製シェット工事	☐ 評価対象項目の履行状況(評価値)と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
		【評価対象項目】 ☐ 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 5. コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 6. 鉄筋(PC鋼材含む)の品質及び規格が、証明書類で確認できる。 ☐ 7. 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 8. コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 9. 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 10. 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 12. スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13. プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 14. 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ 15. PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 16. プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認確認できる。 ☐ 17. コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 18. クラックが無い。 ☐ 19. その他(理由) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																			
		●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑫

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	塗 装 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 2. ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 6. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 7. 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 ☐ 8. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ 10. その他(理由)																																					
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで 評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑬

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	トンネル工事	☐ 評価対象項目の履行状況(評価値)と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 2. コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 5. 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 6. 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 7. 坑内観察調査等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 8. 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 9. 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 10. 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 11. 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上で、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ 12. ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13. 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや防護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 14. 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ 15. クラックが無い。 ☐ 16. その他(理由)																																					
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑭

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	植 栽 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 2. 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 3. 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 4. 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 5. 肥料が、直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 6. 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 7. 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 8. 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ 9. その他(理由)																																					
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで 評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑬

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	防護柵・標識・区画線等配置工事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 [防護柵・標識関係] ☐ 1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。 ☐ 5. 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 6. 防護柵等の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 7. ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ 8. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ 9. その他(理由) [区画線関係] ☐ 10. ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ 11. 熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、設計図書に定められた温度で施工されていることが確認できる。 ☐ 12. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 13. 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 14. 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 15. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ 16. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 17. 使用材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 18. その他(理由) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数() ／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑩

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ	造 園 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
(2) 品質		【評価対象項目】 ☐ 1. 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ☐ 2. 材料の品質及び形状が設計図書の仕様を満足し、証明書が整備されていることが確認できる。 ☐ 3. 部品の品質及び形状が設計図書の仕様を満足し、証明書が整備されていることが確認できる。 ☐ 4. 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書の仕様を満足し、証明書が整備されていることが確認できる。 ☐ 5. 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好に施工されていることが確認できる。 ☐ 6. その他(理由)																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3⑬

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	改 良、 舗 装 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [共 通] ☐ 1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 2. 使用する材料の規格がミルシート等で確認できる。 [土工・路盤関係] ☐ 3. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 4. 置き換えのための、掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 5. 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 6. 路床・路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 7. 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 8. 路盤工の施工に先だって、路床面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 9. 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 10. 盛土及び路盤工において、設計図書に定められた一層の仕上がり厚さを満足し、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 11. 補強盛土工等の施工について、設計図書の定めのとおり施工していることが確認できる。 ☐ 12. その他(理由) [コンクリート関係] ☐ 13. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 14. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 15. 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 16. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 17. その他(理由) [芝・側溝等・付帯構造物等関係] ☐ 18. 芝又は種子吹付等を適切に施工していることが確認できる。 ☐ 19. 法面にクラックや損傷部がないことが確認できる。 ☐ 20. 側溝等にクラックや欠損がないことが確認できる。 ☐ 21. 側溝等の施工(設置)位置・方向が適正で、蓋設置においてはガタツキが無いことが確認できる。 ☐ 22. 側溝等底部の凹凸や蛇行がなく施工がされており、側溝の接続と目地が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 23. 付帯構造物等の施工について、設計図書の定めのとおり施工していることが確認できる。 ☐ 24. その他(理由)					

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝該当項目数()
 ／評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	改 良、 舗 装 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。 〔アスファルト舗装関係〕 ☐ 25. アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 26. 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 27. プラント出荷時・現場到着時・舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 28. 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 29. 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた位置に数値以上であることが確認できる。 ☐ 30. 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 31. 縦目地及び横目地の位置・構造物との接合面の処理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 32. アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 33. その他(理由) ●判断基準 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c	☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3㊟

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	橋 梁 補 修 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [共 通] ☐ 1. 工事を実施する前に現場調査を十分調査し、実態にあった補修方法を選択し、監督員と協議して行っていること確認できる。 ☐ 2. 補修時の天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、施工していることが確認できる。 ☐ 3. 使用材料の品質及び規格について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 4. 施工状況の経過が写真等で確認できる。 ☐ 5. クラックや破損が無い。 ☐ 6. その他(理由) [コンクリート補修] ☐ 7. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、水セメント比、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 8. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 9. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 10. 錆汁や鉄筋が露出し錆が確認されている箇所は、確実に錆を落とし、防錆材を塗布して補修していることが確認できる。 ☐ 11. 鉄筋が錆びて鉄筋断面がやせ細っている箇所は、補強鉄筋が実施されていることが確認できる。 ☐ 12. その他(理由) [塗装補修] ☐ 13. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 14. ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 15. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 16. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 17. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 18. 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 ☐ 19. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ 20. その他(理由)					

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。

③評価値（％）＝該当項目数（ ）
／評価対象項目数（ ）

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	橋 梁 補 修 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
[舗装補修] ☐ 21. アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 22. プラント出荷時、現場到着時、舗設時毎において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 23. 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 24. アスファルトの密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 25. アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 26. その他(理由)																																					
[高欄補修] ☐ 27. アンカーの深さ管理について、設計図書の定めのとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 28. アンカー鉄筋の削孔により、既存地覆鉄筋に支障が無いように事前調査が確実に実施されていることが確認できる。 ☐ 29. 支柱の配置が適切に行われ、レールの通りが良いことが確認できる。 ☐ 30. その他(理由)																																					
[支承補修] ☐ 31. 支承の交換に必要な部品等が適正に材料検収され、その記録が整理されていることが確認できる。 ☐ 32. 桁のジャッキアップに必要な仮設ブラケット等の撤去後の復旧が適正に実施されていることが確認できる。 ☐ 33. 無収縮モルタルについて、事前に品質試験（証明書も可）が実施されていることが確認できる。 ☐ 34. アンカーボルトの削孔長が、設計図書の定めのとおり施工していることが確認できる。 ☐ 35. しゅう座モルタルの仕上げが丁寧であることが確認できる。 ☐ 36. その他(理由)																																					
[伸縮装置補修] ☐ 37. アンカーの深さ管理について、設計図書の定めのとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 38. アンカー鉄筋の削孔により、床版鉄筋に支障が無いように事前調査が確実に実施されていることが確認できる。 ☐ 39. 伸縮装置の遊間管理が、設計図書の定めのとおり行われていることが確認できる。 ☐ 40. 製品が錆等により腐食していないことが確認できる。 ☐ 41. その他(理由)																																					
●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙-3 ㊴

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	落 石 及 び 雪 害 防 止 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 別紙-3の作成は別紙-5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [共通] ☐ 1. 材料の品質証明書が整備されていることが確認できる。 ☐ 2. 鋼材の規格が、ミルシートで確認できる。 ☐ 3. その他(理由) [落石防止網工] ☐ 4. アンカーの削孔深さ、削孔角度が適正であることが確認できる。 ☐ 5. 接合ボルトの締付けが適正であることが確認できる。 ☐ 6. 金網の重ね幅が仕様書又は協議等により定められた幅以上確保されていることが確認できる。 ☐ 7. 金網、ワイヤロープ等の配置が適正であることが確認できる。 ☐ 8. アンカーの品質試験結果が適切にまとめられていることが確認できる。 ☐ 9. その他(理由) [落石防護柵工] ☐ 10. 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 11. 接合ボルトの締付けが適正であることが確認できる。 ☐ 12. 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 13. 基礎部の施工が適正で、品質が確認できる。 ☐ 14. 切土法面が適切に処理されていることが確認できる。 ☐ 15. その他(理由) [防雪柵工] ☐ 16. 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 17. 接合ボルトの締付けが適正であることが確認できる。 ☐ 18. 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 19. 基礎部の施工が適正で、品質が確認できる。 ☐ 20. その他(理由) [雪崩予防柵工] ☐ 21. 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 22. 接合ボルトの締付けが適正であることが確認できる。 ☐ 23. 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 24. 基礎部の施工が適正で、品質が確認できる。 ☐ 25. アンカーの品質試験結果が適切にまとめられていることが確認できる。 ☐ 26. その他(理由)					

①当該「評価対象項目」のうち、
評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）
計算の値で評価する。
③評価値（％）＝該当項目数（ ）
／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が
2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	落 石 及 び 雪 害 防 止 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
[アンカー、ロックボルト工] ☐ 27. 削孔深さ、配置、せん孔角度が適正であることが確認できる。 ☐ 28. 部材に錆、傷がないことが確認できる。 ☐ 29. グラウト注入が適正に施工されていることが確認できる。 ☐ 30. 緊張、定着、頭部処理が適正であることが確認できる。 ☐ 31. 品質試験結果が適切にまとめられていることが確認できる。 ☐ 32. その他(理由)																																					
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㉔

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																													
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	電 線 共同溝 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																													
【評価対象項目】 ☐ 1. 使用材料の品質及び規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 3. 管路の通過試験を行っており、試験結果から導通していることが確認できる。 ☐ 4. 構造物の埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 5. 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。 ☐ 6. 蓋の設置において、ガタツキ等が無く敷設されていることが確認できる。 ☐ 7. 管理設において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ 8. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 9. その他(理由) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで 評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																															
	60%未満	b'	c	c	c																															

工事成績採点の考查項目別運用表

別紙－3 ㉓

土木用（第3評定者）

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	維持繕工事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なく ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊤

営繕用（共通・第3評定者）

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ		☐ 出来形が特に優れている	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が特に良好である	☐ 出来形が良好である	☐ 出来形が適切である	☐ 出来形が適切でなく不適合に該当する
(1) 出来形	電気・機械 (共通)	●評価対象項目 ☐ 1. 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 3. 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ 4. 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 5. 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 6. 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 7. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ 9. その他 (理由：) ●判断基準 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が60%未満.....c					☐ 1. 出来形が不適切であった為、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 2. その他 ()
		①出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 ②□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。 ③削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値()＝(評価数()／評価対象項目数())×100					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙-3 ㊤

営繕用（建築・第3評定者）

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ		☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質が適切でなく不適合に該当する
(2) 品質	建 築 工 事	●評価対象項目 ☐ 1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 7. 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 9. その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 10. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 11. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 12. その他 (理由:)					☐ 1. 出来形が不適切であった為、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 2. その他 ()
		●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... a' 該当項目が70%以上80%未満... b 該当項目が60%以上70%未満... b' 該当項目が60%未満..... c					①目的物の品質の水準を評価すること。 ②品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。 ④削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ⑤評価値(%) = (評価数() / 評価対象項目数()) × 100 ⑥建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙-3 ㊹

営繕用（電気・第3評定者）

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ		☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質が適切でなく不適合に該当する
(2) 品質	電 気 設 備 工 事 通 信 設 備 工 事	●評価対象項目 ☐ 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 ☐ 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 10. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ 12. その他 (理由:)					☐ 1. 出来形が不適切であった為、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 2. その他 ()
		●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... a' 該当項目が70%以上80%未満... b 該当項目が60%以上70%未満... b' 該当項目が60%未満..... c					
		①目的物の品質の水準を評価すること。 ②品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」はーを記入する。 ④削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ⑤評価値(%) = (評価数() / 評価対象項目数()) × 100 ⑥建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㉔

営繕用（機械・第3評定者）

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ		☐ 品質が特に優れている	☐ 品質が優れている	☐ 品質が特に良好である	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質が適切でなく不適合に該当する
(2) 品質	暖冷房 衛生設 備工事 機械設 備工事	●評価対象項目 ☐ 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 ☐ 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 10. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ 12. その他 (理由：)					☐ 1. 出来形が不適切であった為、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 2. その他 ()
		●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・ b' 該当項目が60%未満・・・・・・ c					①目的物の品質の水準を評価すること。 ②品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。 ④削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ⑤評価値() ＝ (評価数() / 評価対象項目数()) × 100 ⑥建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	管 類 布 設 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. 設計図書等で示す条件により締固めが実施されていることが確認できる。 ☐ 2. 管の両側が均等に埋め戻されていることが確認できる。 ☐ 3. 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☐ 4. 管布設は(原則として)低位部から高位部へ向かって施工していることが確認できる。 ☐ 5. 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ 6. コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ 7. 付帯構造物(排気弁や仕切弁、マンホール等)の維持管理が容易になるように配慮し、適切に施工していることが確認できる。 ☐ 8. コンクリート付帯構造物にはクラックがない。 ☐ 9. その他(理由:) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数() ／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊹

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	ほ 場 整 備 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。
		【評価対象項目】 [区画整理工事] (整地工) ☐ 1. 地区内の地表水及び地下水を排除し良好な排水状態で施工していることが確認できる。 ☐ 2. 表土扱いにあたり、雑物等が混入しないように実施していることが確認できる。 ☐ 3. 濁り等の防止に十分留意して施工していることが確認できる。 ☐ 4. 畦畔は、適正な土質を使用して十分に締め固められている。 ☐ 5. その他(理由:) (道路工) ☐ 6. 道路築立にあたっては、泥濘化を防止し、締固めを十分に行っていることが確認できる。 ☐ 7. 路床面が十分に不陸整正されていることが確認できる。 ☐ 8. 路面の中央部が高く、横断勾配を取って施工されている。 ☐ 9. 敷砂利材料の敷均しは、碎石の粒度の分離が無く敷厚が均一に仕上がっている。 ☐ 10. その他(理由:) (用・排水路工) ☐ 11. 施工基面は、土質が適正か確認が出来て、かつ、良好な排水状態で施工していることが確認できる。 ☐ 12. 埋戻しは、雑物等が混入せず、良好な(過湿・過乾燥・凍土状態でない)状態で施工されていることが確認できる。 ☐ 13. 付帯構造物(合流工、落差工等)は、現場に合わせて適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 14. 水路の目地やマチ部の処理が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 15. 二次製品の現場検収において、入出荷方法や製品状況をチェックしていることが確認できる。 ☐ 16. クラックがない。 ☐ 17. その他(理由:) [暗渠排水・湧水処理工事] ☐ 18. 表土と基盤土の混合を防止していることが確認できる。 ☐ 19. 被覆材の厚さを写真、資料等で的確に確認できる。 ☐ 20. 配管接合部において、確実に接合されていることが写真・資料等で的確に確認できる。 ☐ 21. 施工後に大幅に沈下しない状態(高含水土や凍土混入等でない)で施工していることが確認できる。 ☐ 22. 埋戻し後、田面の沈下やわだち、被覆材の散らばり等が少なくていねいに施工されていることが確認できる。 ☐ 23. 構造物(水閘部等)は、維持管理も容易になるよう考慮し適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 24. その他(理由:)					

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝該当項目数()
 ／評価対象項目数()
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	ほ 場 整 備 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
		[客土及び耕土搬入工事] ☐ 25. 石礫等の雑物が混入されていないことが確認できる。 ☐ 26. 田面は、良好な排水状態で施工していることが確認できる。 ☐ 27. 客土運搬量を、出来形のほかにその他資料(土取場の測量、運搬車両台数等)で確認できる。・・・[採取土の場合] 客土運搬量を、出来形のほかにその他資料(運搬車両台数等)で確認できる。……………[購入土の場合] ☐ 28. 運搬道路の防塵や路面損傷防止等の対策をし、破損させた箇所は原形復旧している。 ☐ 29. 公道運搬での交通安全対策や過積載についての自社の基準を設定・管理し、それを記録にとどめている。 ☐ 30. 気象条件に合わせて作業中止基準を自社で設定・管理し、それを記録にとどめている。 ☐ 31. その他(理由：) [敷砂利工事]*敷砂利工事のみ適用 ☐ 1. 路床面が十分に不陸整正されていることが確認できる。 ☐ 2. 路面の中央部が高く、横断勾配を取って施工されている。 ☐ 3. 敷砂利材料の敷均しは、砕石の粒度の分離が無く敷厚が均一に仕上がっている。 ☐ 4. 敷砂利材料は鉄線等有害な異物の混入が少なくなるよう努力して施工していることが確認できる。 ☐ 5. 路肩等に路面排水対策が自社の工夫により施工されている。 ☐ 6. その他(理由：) ●判断基準																																			
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで 評価する。																																					

(第3評定者)

– 61 –

別紙-3 ③①

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	ため池工事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。 別紙－３の作成は別紙－５により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐ 1. 盛立てにおいて、基礎処理（コンタクトクレイ等）や盛立て材料、盛立て方法が設計図書のとおり施工されていることが確認できる。 ☐ 2. 表土はぎ取り及び段切り等が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 3. 切土面等からの湧水処理を適切に処理していることが確認できる。 ☐ 4. 施工基面及び法面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 5. 気象条件を考慮した施工が確認できる。 ☐ 6. 構造物の基礎処理や埋戻しが設計図書のとおり行われていることが確認できる。 ☐ 7. 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工していることが確認できる。 ☐ 8. 完了後の土取場・土捨場の処理（均し状況、排水状況等）が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 9. その他(理由：) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（ ％ ）＝該当項目数（ ） ／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	水 路 補 修 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 [共通] ☐ 1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ、現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 3. 気象条件に応じた施工方法で施工されていることが確認できる。 ☐ 4. 部材の洗浄・下地処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 5. 養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。 ☐ 6. その他(理由:) [開水路補修工] ☐ 7. 補修材が当該既設構造物へしっかり密着(規程の付着強度等をクリアされている)されていることが確認できる。 ☐ 8. 目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。 [管更正工] ☐ 9. 規定の厚さで施工されていることが確認できる。 ☐ 10. 施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。 ☐ 11. 管更正材が当該既設構造物へしっかり密着(規定の付着強度等をクリアされている)されていることが確認できる。 ☐ 12. 各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。 ☐ 13. 曲線部の施工では弛みが無いことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数() ／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。																																					
●判断基準 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㉓

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	上 記 以外の 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】 ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ☐理由: _____ ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ） ／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 既様式では評価しがたい場合に適宜評価項目を設定する。 ●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d																														
3.出来形及び出来ばえ (2) 品質	多工種 複 合 工 事	☐ 評価対象項目の履行状況（評価値）と品質関係の試験結果のばらつきとから判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 別紙－3の作成は別紙－5により行う。					☐ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超え不適合に該当する。																														
【評価対象項目】																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる工種</th><th>該当項目数</th><th>対象評価項目数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 別紙－3 ()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>ii) 別紙－3 ()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>iii) 別紙－3 ()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>()</td><td>()</td></tr> </tbody> </table>								主たる工種	該当項目数	対象評価項目数	i) 別紙－3 ()	()	()	ii) 別紙－3 ()	()	()	iii) 別紙－3 ()	()	()	合 計	()	()															
主たる工種	該当項目数	対象評価項目数																																			
i) 別紙－3 ()	()	()																																			
ii) 別紙－3 ()	()	()																																			
iii) 別紙－3 ()	()	()																																			
合 計	()	()																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝$\frac{\text{合計 該当項目数（）}}{\text{合計 評価対象項目数（）}}$ ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
※本様式は、多工種で評定対象が重要な場合に、それぞれに該当する様式を複数選択し評価する場合に使用する。																																					
●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	a'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b	60%以上75%未満	b	b'	c	b'	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	a'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	b'																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙-3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ 1. コンクリート構造物の表面状態良い。 ☐ 2. コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 4. クラックが無い。 ☐ 5. 漏水が無い。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	土工事 (盛土、築堤等工事)	●評価対象項目 ☐ 1. 仕上げが良い。 ☐ 2. 通りが良い。 ☐ 3. 天端及び端部処理が良い。 ☐ 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	土工事(切土)	●評価対象項目 ☐ 1. 規定された勾配が確保されている。 ☐ 2. 切土法面の施工にあつて、法面の浮き石が除去されるなど、適切に施工されている。 ☐ 3. 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 4. 滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 5. 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 1. 通りが良い。 ☐ 2. 材料のかみ合わせがよく安定している。 ☐ 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4. 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 5. 曲線部や縦断勾配の急な箇所施工が良い。 ☐ 6. 吸い出しやクラックが無い。 ☐ 7. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上……a 該当5項目……b 該当4項目……c 該当3項目以下……d
	鋼橋工事(RC床版 工事はコンクリート構 造物に準ずる) 鋼製シェット工事	●評価対象項目 ☐ 1. 表面に補修箇所がない。 ☐ 2. 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 3. 溶接に均一性がある。 ☐ 4. 塗装に均一性がある。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	地すべり防止工事 (集水井戸工事を 含む)	●評価対象項目 ☐ 1. 地山との取り合いが良い。 ☐ 2. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 3. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 4. 仕上がり丁寧できめ細かい。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙ー3 ㊼

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1. 舗装の平坦性が良い。 ☐ 2. 構造物の通りが良い。 ☐ 3. 端部処理が良い。 ☐ 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 5. 雨水処理が良い。 ☐ 6. 継目等の離れや舗装面の剥がれが無い。 ☐ 7. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上……a 該当5項目………b 該当4項目………c 該当3項目以下……d	
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 1. 通りが良い。 ☐ 2. 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 3. 端部処理が良い。 ☐ 4. 仕上げが丁寧できめ細かい。 ☐ 5. 亀裂やクラックが無い。 ☐ 6. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 7. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上……a 該当5項目………b 該当4項目………c 該当3項目以下……d	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 1. 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 2. 通りが良い。 ☐ 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 5. 仕上げが丁寧できめ細かい。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目………b 該当2項目………c 該当1項目以下……d	
	コンクリート橋工事 (PC(購入桁を含む)及びRCを対象) コンクリート製シェット工事	●評価対象項目 ☐ 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ 2. コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 4. 支承部の仕上げが良い。 ☐ 5. クラックが無い。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目………b 該当3項目………c 該当2項目以下……d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 1. 塗装の均一性が良い。 ☐ 2. 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 3. 補修箇所がない。 ☐ 4. ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目………b 該当2項目………c 該当1項目以下……d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 1. 樹木の活着状況が良い。 ☐ 2. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 3. 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 4. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目………b 該当1項目………c 該当項目なし………d	
	防護柵工事	●評価対象項目 ☐ 1. 通りが良い。 ☐ 2. 端部処理が良い。 ☐ 3. 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ 5. きめ細やかに施工されている。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目………b 該当3項目………c 該当2項目以下……d	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	標識工事	●評価対象項目 ☐ 1. 設置位置に配慮がある。 ☐ 2. 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 3. 標識板及びその支柱に傷や変色が無い。 ☐ 4. 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 5. 全体的な取り扱いがしやすい。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	区画線等配置工事	●評価対象項目 ☐ 1. 塗料の塗布が均一である。 ☐ 2. 視認性が良い。 ☐ 3. 接着状態が良い。 ☐ 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	造園工事	●評価対象項目 ☐ 1. 施設構造物の肌、通り及び収まり等仕上げの状態が良い。 ☐ 2. 路面表層部の平坦性が良い。 ☐ 3. 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 ☐ 4. 維持管理等の配慮が良い。 ☐ 5. 全体的な景観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	下水道工事	●評価対象項目 ☐ 1. 管渠の通りが良い。 ☐ 2. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 3. インバートが滑らかに仕上げられている。 ☐ 4. マンホール天端が周辺の表面勾配に合致するように仕上げられている。 ☐ 5. 舗装の平坦性が良い。 ☐ 6. 全体的な仕上げが良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	改良、舗装工事	●評価対象項目 ☐ 1. 構造物の通りが良い。 ☐ 2. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 3. 構造物等へのすりつけが良い。 ☐ 4. 舗装の平坦性が良い。 ☐ 5. 雨水処理が良い。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	橋りょう補修工事	●評価対象項目 ☐ 1. コンクリート補修が確実に実施され、かつ肌が良い。 ☐ 2. 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 3. 仕上げが丁寧できめ細かい。 ☐ 4. 表面に凸凹が無く、平滑に仕上げられ、通りが良い。 ☐ 5. クラックや損傷が無い。 ☐ 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	落石及び雪害防止工事	●評価対象項目 ☐ 1. 通りが良い。 ☐ 2. 端部処理が良い。 ☐ 3. きめ細かに施工されている。 ☐ 4. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 5. クラックが無い。(コンクリート工事が含まれる場合) ☐ 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 1. 構造物の通りが良い。 ☐ 2. 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 3. きめ細かに施工されている。 ☐ 4. 製品にクラックや欠損が無い。 ☐ 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	維持修繕工事	●評価対象項目 ☐ 1. 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☐ 2. きめ細かに施工されている。 ☐ 3. 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 4. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3㉔

営繕用(建築・第3評定者)

考査項目	工種	a	b	c	d	
3.出来形及び出来ばえ	建築工事	☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている	
(3) 出来ばえ		●評価対象項目 ☐ 1. きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 3. 使い勝手や使用者に対する安全及び環境に対する配慮に優れている。 ☐ 4. 仕上がり状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 5. 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ 6. 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 7. 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ 8. その他(理由:)			☐ 1. 出来ばえが劣っている。	
		●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が80%未満..... c				
		①全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ②出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。 ④削除項目(「評価対象外項目」)のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ⑤評価値(%)=(評価数()/評価対象項目数())×100 ⑥評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。 ⑦建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平				

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊹

営繕用(電気・第3評定者)

考査項目	工種	a	b	c	d	
3.出来形及び出来ばえ	電気設備工事	☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている	
(3) 出来ばえ	通信設備工事	●評価対象項目 ☐ 1. きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 4. 使用者への安全に対する配慮及び環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6. その他(理由:)			☐ 1. 出来ばえが劣っている。	
		●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が80%未満..... c			①全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ②出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。 ④削除項目(「評価対象外項目」)のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ⑤評価値(%)＝(評価数()／評価対象項目数())×100 ⑥評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑦建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ④

営繕用(機械・第3評定者)

考査項目	工種	a	b	c	d	
3.出来形及び出来ばえ	暖冷房衛生設備工事	☐ 全体的な完成度が優れている	☐ 全体的な完成度が良好である	☐ 全体的な完成度が適切である	☐ 全体的な完成度が劣っている	
(3) 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 1. きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 4. 使用者への安全に対する配慮及び環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 6. その他(理由:)			☐ 1. 出来ばえが劣っている。	
		●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が80%未満..... c				

- ①全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
- ②出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ③□欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。
- ④削除項目(「評価対象外項目」)のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ⑤評価値(%)＝(評価数()／評価対象項目数())×100
- ⑥評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。
- ⑦建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙-3 ④

(第3評定者)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	管類布設工事	●評価対象項目 □1. 通りが良い。 □2. 付属構造物の肌が良い。 □3. 構造物とのすりつけが良い。 □4. 仕上げが良い。 □5. 埋め戻しの状態が良い。		●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目…………b 該当2項目…………c 該当1項目以下……d	
	ほ場整備工事	●評価対象項目 【区画整理工事】※区画整理工として複合して評価が必要な場合に適用する。 □1. 全体的な美観に優れている。 □2. 整地工の仕上がりが良い。 □3. 道路工の仕上がりが良い。 □4. 水路工の仕上がりが良い。 □5. 構造物等の仕上がりが良い。 □6. 構造物とのすりつけが良い。 □7. 地区外とのすり付けが良い 【暗渠排水工事・湧水処理工事】※暗渠排水工事を主体として評価する必要がある場合に適用する。 □1. 仕上げが良い。 □2. 埋め戻しの状態が良い。 □3. 通りが良い。 □4. 暗渠排水の機能が発揮されている。 □5. 構造物とのすりつけが良い。 【客土及び耕土搬入工事】※客土及び耕土搬入工事を主体として評価する必要がある場合に適用する。 □1. 全体的な仕上がりがよい。 □2. 耕作上支障ある雑物が表面にみられない。 □3. 小運搬にあたって、基盤の過度のこね回しをしていない。 □4. 運搬道路、進入路等の運搬後の後始末がよい。 □5. 土取場の採取後の後始末がよい。[購入土は対象外] ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査事項は5項目とする。……採取土の場合 該当工種からの考査事項で考査し、最大考査事項は[4]項目とする。……購入土の場合 【敷砂利工事】※区画整理工事の中で道路工を主体として評価する必要がある場合に適用する。 □1. 通りが良い。 □2. 敷砂利面の仕上げが良い。 □3. 細部まできめ細かく仕上げている。 □4. 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目…………b 該当3項目…………c 該当2項目以下……d 該当4項目以上……a 該当3項目…………b 該当2項目…………c 該当1項目以下……d 該当4[3]項目以上……a 該当3[2]項目…………b 該当2[1]項目…………c 該当1[0]項目以下……d 該当4項目以上……a 該当3項目…………b 該当2項目…………c 該当1項目以下……d	

工事成績採点の考査項目別運用表

別紙－3 ㊸

(第3評定者)

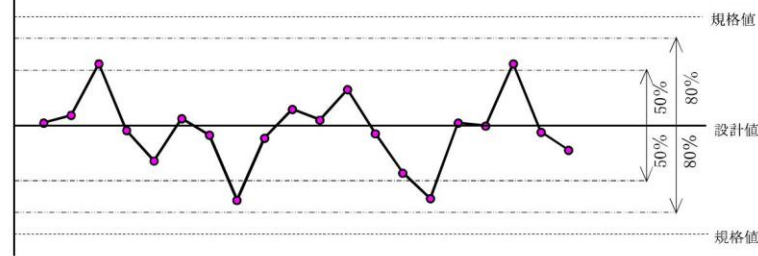
考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ (3) 出来ばえ	コンクリート 二次製品 水路工事	●評価対象項目 □1. コンクリート二次製品の肌が良い。 □2. コンクリート二次製品の通りが良い。 □3. 法面、端部の埋め戻し等の仕上げが良い。 □4. クラックがない。 □5. 附帯構造物とのすりつけがよい。 □6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	ため池工事	●評価対象項目 □1. 土工の仕上げが良い。 □2. 土工の構造物へのすり付け等が良い。 □3. 植生の状態が良い。 □4. コンクリート構造物の通りが良い。 □5. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d
	水路補修工事	●評価対象項目 □1. 小構造物等にも注意が払われている。 □2. きめ細かな施工がなされている。 □3. 既設構造物とのすり付けが良い。 □4. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d
	上記以外の工事	●評価対象項目 □理由：_____ □理由：_____ □理由：_____ □理由：_____ □理由：_____ ※当該工種からの5項目程度とする。			●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d
	多工種複合工事	※別紙－3㉔～別紙－3㉕の中から適宜様式を1種類選定して評価する。			

出来形及び品質のばらつきの考え方

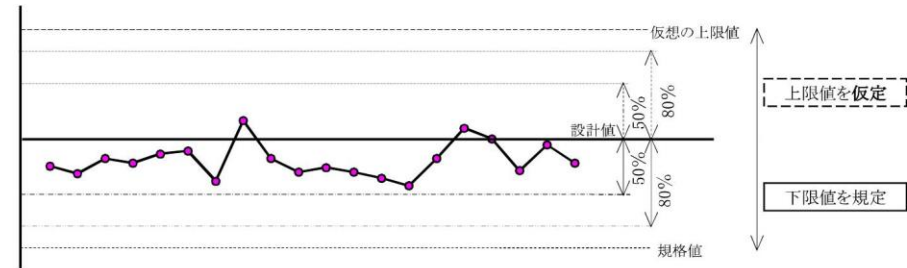
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

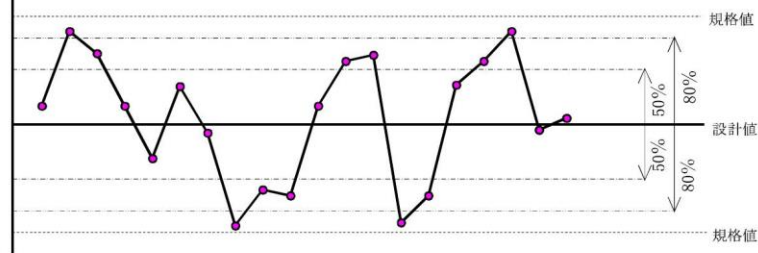
①ばらつきが 概ね50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)



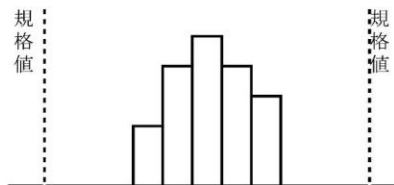
②ばらつきが 概ね80%以下と判断できる例



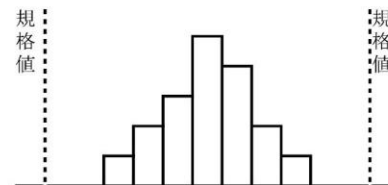
※概ねとは、測定値の8割以上が該当する場合とする。

[度数表またはヒストグラムの場合]

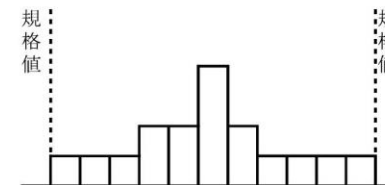
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



別紙－3の作成方法

作成方法		評価対象工種
1	主たる工種の選定 - 数量総括表などを参考に評価対象の主たる工種を選定する。(考査項目別運用表の工種の欄から選ぶ。) - 主たる工種は工事金額の割合の多い順に選定し、全体の50%を超える工種(任意仮設費等は除いて1工種で50%を超える場合は1工種、2工種で超える場合は2工種、最大3工種まで)を選定する。	(主たる工種の例) ・コンクリート構造物工事 ・護岸・根固・水制工事
2	出来形の評価 別紙－3①	
	①評価項目の評価 工事全般について、評価対象項目に基づき評価する。	工事全般
	②ばらつきの判断 - 主たる工種の評価対象測定項目について評価する。 - 管理図表で打点10点以上作成されているものを、運用表別紙－4の考え方に基づきばらつきの判断をする。(作成されていない場合は、軽微な手直しとして取り扱い、評価は「c」とする。) - 別紙－3①にばらつき判断の根拠となった主たる工種名と測定項目名を空欄に記載する。	主たる工種
3	品質の評価 別紙－3②～④	
	①評価項目の評価 - 主たる工種について、評価対象項目に基づき評価する。 - 主たる工種が複数ある工事の場合は、別紙－3④を用い、工事毎の主たる工種についての評価を行い、合計値の割合で評価値を算出して全体の評価する。	主たる工種
	②ばらつきの判断 - 主たる工種の評価対象測定項目について評価する。 - 管理図表で打点10点以上作成されているものを、運用表別紙－4の考え方に基づきばらつきの判断をする。(作成されていない場合は、ばらつきで判断不可能とする。) - 別紙－3②～④にばらつき判断の根拠となった主たる工種名と測定項目名を空欄に記載する。	主たる工種
4	出来ばえの評価 別紙－3⑤～④	
	- 主たる工種について、評価対象項目に基づき評価する。 - 主たる工種が複数ある工事の場合は、別紙3－④を用い、主たる工種のうち工事金額割合が1番多い工種を選定して評価する。	主たる工種

※出来形のばらつき判断例(別紙－5参考)

出来形のばらつき判断例

別紙－5参考

- ・管理図表で10点以上作成されているものを判断の対象とする。
(作成されていない場合は、軽微な手直しとして取り扱い、評価は「c」とする。)

	＜例1＞（通常工事）				＜例2＞（多工種複合工事）							
主たる工種	舗装工事				舗装工事		護岸工事					
測定項目毎 のばらつき	（表層工）	厚さ	ばらつき50%以内		（表層工）	厚さ	ばらつき50%以内		（コンクリートブロック工）	基準高	ばらつき50%以内	
		幅	ばらつき80%以内			幅	ばらつき80%以内			法長	ばらつき80%超	
	（上層路盤工）	厚さ	ばらつき50%以内		（上層路盤工）	厚さ	ばらつき50%以内		（基礎工(護岸)）	厚さ	ばらつき80%以内	
		幅	ばらつき80%以内			幅	ばらつき80%以内			基準高	ばらつき50%以内	
										幅	ばらつき50%以内	
									高さ	ばらつき80%以内		
ばらつきの判断	当該工事のばらつきの判断をする。 主たる工種の測定項目のうち最もばらつきの大きい項目を当該工事のばらつきとする。											
主たる工種	舗装工事				護岸工事				運用表に記載 ・主たる工種名 ・測定項目名			
測定項目	（表層工） 幅				（コンクリートブロック工）法長							
ばらつきの範囲	ばらつき80%以内				ばらつき80%超							

※品質のばらつき判断も同様とする。